令和8年 富士見町 告示　　第　102　号

富士見町地域・社会貢献活動参加証明書交付要綱をここに公布する。

令和8年10月19日

富士見町長　　渡　辺　　葉

富士見町告示第102号

富士見町地域・社会貢献活動参加証明書交付要綱

（趣旨）

第1条　この要綱は、富士見町(以下「町」という。)が主催する地域・社会貢献活動に参加した者から申請があった場合において、その参加の実績を証明する富士見町地域・社会貢献活動参加証明書(以下「証明書」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　地域・社会貢献活動　町が主催する事業のうち、地域社会若しくは社会全体が抱える課題の解決又はこれらの活性化に資することを目的とし、参加者が自発的かつ主体的に取り組むもの(各種政策の推進を目的としたワークショップ、ボランティア活動その他これらに類するものをいう。)であって、受付名簿、出席簿その他の主催者側の記録により参加者を特定することができるものをいう。

(2)　参加者　地域・社会貢献活動に参加し、当該活動に従事した個人をいう。

（対象者）

第3条　証明書の交付を受けることができる者は、地域・社会貢献活動に参加した参加者とする。

（申請）

第4条　証明書の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、参加した地域・社会貢献活動のうち直近のものの活動日から起算して1年以内に、富士見町地域・社会貢献活動参加証明書交付申請書(様式第1号)を、当該活動を主管する課(以下「主管課」という。)に提出しなければならない。

2　前項の申請において、1回の申請につき交付を受けることができる証明書は、5枚を上限とする。

3　申請者が未成年者であるときは、申請書に、親権者その他の法定代理人(以下「保護者等」という。)の同意を証する書面を添付しなければならない。

（本人確認）

第5条　主管課は、申請書の提出を受けたときは、申請者に対し、運転免許証、マイナンバ

ーカードその他の本人であることを確認することができる書類の提示を求め、本人確認を行うものとする。

2　前項の規定は、第8条の規定による再交付の申請について準用する。

（交付）

第6条　町長は、第4条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、受付名簿、出席簿その他の主催者側の記録により当該申請に係る地域・社会貢献活動への参加の事実を確認した上で、適当と認めるときは、富士見町地域・社会貢献活動参加証明書(様式第2号)を交付するものとする。

（記載事項）

第7条　証明書に記載する事項は、次のとおりとする。

(1)　交付を受ける者の氏名

(2)　地域・社会貢献活動の名称

(3)　地域・社会貢献活動の実施日又は実施期間

(4)　地域・社会貢献活動の実施場所

(5)　地域・社会貢献活動の内容

(6)　交付年月日

(7)　前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

（再交付）

第8条　証明書の交付を受けた者は、当該証明書を汚損し、又は滅失したときは、再交付を受けることができる。

2　前項の再交付の申請は、当該証明書に係る地域・社会貢献活動のうち直近のものの活動日から起算して1年以内に行わなければならない。

3　再交付の手続については、第4条から第6条までの規定を準用する。

（手数料）

第9条　証明書の交付及び再交付に係る手数料は、無料とする。

（雑則）

第10条　この要綱に定めるもののほか、証明書の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この要綱は、公布の日から施行する。